市 有 財 産 売 買 契 約 書（見本）

売渡人 多治見市（以下「甲」という。）と買受人【落札者】（以下「乙」という。）との間において、下記の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（契約の主旨）

第１条　甲は、甲の所有に係る末尾記載の市有財産（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定により乙に現状有姿にて売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第２条　前条にかかる売買代金は、金【　落　札　金　額　】円　とする。

土地に係る代金	金　　円
建物に係る代金	金　　円（うち消費税等　　円）
合　計	金　　円（うち消費税等　　円）

２　乙は、前項の売買代金を甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに多治見市指定金融機関に納入するものとする。

３　甲は、第１項の売買代金から乙が納入した入札保証金を控除した金額の納入通知書を発行し、納入済みの入札保証金を売買代金に充当するものとする。

（売買物件の引渡し）

第３条　乙が、売買代金の納入を完了したとき、甲から乙にこの売買物件の引き渡しがあったものとする。

（免責）

第４条　甲は、本契約締結後の面積の増減、境界の紛争等には一切責任を負わないものとし、乙は、甲に対し、異議の申立て又は売買代金の減額その他の請求をすることができない。

（契約不適合責任）

第５条　乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の種類、品質または数量その他契約の不適合を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（危険負担等）

第６条　本契約締結後、天災地変その他甲及び乙の責めに帰さない理由により売買物件（土地の定着物を含む。）が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売買物件の引渡し前の場合にあっては甲の負担とし、引渡し後の場合にあっては乙の負担とする。

２　甲は、前項の滅失又は毀損に係る負担が甲以外の者の責めに帰する事由により生じた場合は、当該原因者による賠償をもって負担することができる。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が第２条第２項の規定に違反したとき、その他この契約に定める条項に違反したとき又は義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲は、前条第１項の規定による負担が売買代金と比して著しく過大となるなど本契約を締結した

目的を達成することができない場合には本契約を解除することができる。

（所有権移転及び費用）

第８条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとし、甲は、速やかに当該所有権移転の登記をするものとする。

２　所有権移転登記に伴う登録免許税その他の登記費用は、乙が負担するものとする。

（契約の費用）

第９条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（契約外の事項）

第 10 条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　多 治 見 市
代表者　市長　髙 木 貴 行

乙　　住所
名称

代表者名

市有財産（売買物件）

	所　在	地　番	地　目	公簿面積
土地	多治見市元町三丁目	28 番１	宅地	1,405.87 ㎡
	多治見市元町三丁目	24 番１	宅地	41.81 ㎡
	多治見市元町三丁目	27 番３	宅地	42.92 ㎡
	多治見市元町三丁目	28 番３	雑種地	52.38 ㎡
	多治見市元町三丁目	49 番３	雑種地	287.06 ㎡
建物	施設名	建築年	延床面積	構　造
	旧発達支援センター「なかよし」	昭和 35 年新築 平成 6 年増築	350.16 ㎡	鉄骨・木造セメントかわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
その他　土地の上に存在する工作物等物件一式				